

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成○年○月からは、B所在の会社C支店（以下「事業場」という。）支店長として、事業場全体の統括をしていた。
- 2 被災者は、平成○年○月○日、D所在の会社E支社で行われた会議において、発表中に突然に倒れた。直ちにF病院に救急搬送され「右被殻出血」と診断され開頭血腫除去術が施され、その後、同年○月、G病院に転送された。
- 3 本件は、被災者が休業補償給付を請求したところ、被災者は、監督署長の処分前の平成○年○月○日死亡し、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会（以下「協議会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、各医学的資料を踏まえ、被災者に発症した疾病は「右被殻出血」（以下「本件疾病」という。）であり、発症日は平成○年○月○日である旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、協議会の意見は妥当であると判断する。

- (2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 被災者が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

- (4) 被災者の労働時間についてみると、被災者は事業場支店長の地位にあることから管理監督者として労働時間管理を受けていないところ、審査官は、決定書理由に説示のとおり、被災者が業務の予定とこれに伴う時間外及び休日労働を含む労働時間をパソコンに入力している「スケジュール記録」並びに各労働者に配布される社員証により事業場への入退場を機械管理している「入退場管理システム記録」について、会社関係者等の申述及び会議費・交際費管理台帳、パソコン接続記録、メール送信履歴、ゴルフクラブ利用記録、社有車運転日報の各記録と突合し、各日の勤務状況を精査した上で、被災者の労働時間を算定している。

当該算定に当たっては、①原則として、「入退場管理システム記録」におけ

る退室時間の直前まで就労していたものと推定し、②取引先との会食であることが明らかなものについては、「スケジュール記録」に「会食」の入力があったものの全てを労働時間に算入し、③ゴルフについては、会社行事後の慣行として開催される場合及び会社執行役員が参加している場合には労働時間に算入し、④会社傘下のスポーツチームの試合観戦については、明確な業務指示は認められないものの、事業場支店長の立場から試合会場での応援等が期待されるとして、当該観戦に要する時間も全て労働時間に算入する等、被災者の置かれた立場を踏まえて最大限被災者に有利となる方法を採用している。

当審査会としては、審査官によるこうした労働時間の算定は妥当なものであると判断する。

(5) そこで、同算定を基に被災者の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況を見ると、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、被災者は発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に、被災者の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間についてみると、発症前1か月の時間外労働時間数は83時間42分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は、57時間42分から65時間02分の範囲であり、いずれの期間も80時間には達していない。さらに、会社関係者等の申述等、一件記録を精査しても、被災者は当該期間中、事業場支店長として通常要請される日常的な業務に従事しており、精神的緊張を伴う業務等、労働時間以外の業務負荷要因は特段認められない。

したがって、当審査会としても、被災者は、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものと認められないものと判断する。

なお、請求人は、被災者は①休憩時間を1時間取っていたとは断言できず、30分として算定すべきであること、②「会食」及び「ゴルフ」に要した時間は全て労働時間に算入すべきであること、また、「会食」は、「スケジュール記録」に記載された時間よりも実際は時間を要しており、これも加味すべきであること、③事業場の応接室及び小会議室の施錠をしない方法で、被災者は、社員証による入退場の機械管理である「入退場管理システム記録」に記録を残

さないように事業場の入退場することは可能であり、被災者はこの方法で残業していたものであること等の理由から、被災者の時間外労働時間数は審査官が算定した時間よりも更に長くなる旨を主張している。

当審査会において、改めて、一件記録を精査したものの、同主張を裏付ける客観的な資料を確認することはできず、請求人の主張を採用することはできない。

(7) 業務以外の要因についてみると、被災者には、一定程度の喫煙歴はあるものの、特段、特記すべき事項は認められない。

(8) 以上のことからすると、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、当審査会としても、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(9) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。